



五戸町での起業をサポート！

五戸町の未来を創る起業支援事業 応募者募集中

町内での起業を奨励し、起業した方に対し、五戸町の未来を創ることを期待し補助金を交付します。

補助上限額

100万円

補助率

10/10

募集期間

令和7年7月7日（月）～令和7年9月26日（金）
午後5時必着

支援内容

起業支援金

30万円



移住加算金

20万円



空き家・空き店舗
を購入

50万円

または

空き家・空き店舗
を賃借

20万円

※ 町が実施する他の起業・創業
の補助金を受けていないこと

※ 町外からの移住者
(2年以内)
※ 町が実施する他の移住関連の
補助金を受けていないこと

交付対象

詳細は五戸町HPに掲載の募集要項をご確認ください。

- 令和7年4月1日時点で、起業後2年以内である
(R5. 4. 1～R7. 3. 31の間の起業)
- 特定創業支援事業の支援を受けた事業を行う方。
- 町が実施する他の起業・創業等に係る補助金等の適用
を受けていない方。

五戸町HP



©東京ハイジ／五戸町

問い合わせ 書類郵送先

〒039-1513 五戸町字古館21-1
五戸町総合政策課 政策推進室
電話：0178-62-7974（直通）
メール：seisaku@town.gonohe.aomori.jp

申請要件チェックリスト

詳細は五戸町ＨＰに掲載の募集要項をご確認ください。

対象者

- ❑ 中小企業基本法に基づく中小企業者であること
- ❑ 個人事業の開業届出または法人の設立登記が済んでいて、その代表者であること
- ❑ 特定創業支援等事業の支援を受けている
- ❑ 五戸町の他の起業・創業補助金等の適用を受けていない
- ❑ 法令順守上の問題がない
- ❑ 反社会的勢力に該当せず、関係もない

対象となる事業

- ❑ 主たる事業所が五戸町内にある
- ❑ 令和7年4月1日時点で、起業後2年以内である（R5.4.1～R7.3.31の間の起業）
- ❑ 既存事業と明確に異なる新規事業である（該当者のみ）
- ❑ みなし大企業（大企業が一定以上出資）に該当しない
- ❑ 事業収益によって自立的な事業の継続が可能であること
- ❑ 主たる事業所に代表者を含めて1人以上が勤務している
- ❑ 特定創業支援等事業の支援を受けた事業である
- ❑ 公序良俗に反しない
- ❑ 風俗営業・性風俗関連特殊営業に該当しない

移住加算金

- ❑ 令和7年4月1日時点で、町外から移住し、2年以内である（R5.4.1～R7.3.31の間に移住）
- ❑ 五戸町の他の移住補助金等の適用を受けていない

空き家・空き店舗活用加算金

- ❑ 空き家・空き店舗を購入または賃借して起業する
- ❑ 不動産貸付けを主たる目的としないこと

提出書類

詳細は五戸町ＨＰに掲載の募集要項をご確認ください。

	五戸町の未来を創る起業支援金交付申請書	五戸町ＨＰに掲載しています	
	事業計画書		
	「個人事業の開業・廃業等の届出書」の写し	個人事業主の場合	
	登記事項証明書（写し不可）等の法人設立登記の事実が分かる書類	法人の場合	
	町税に滞納がないことを証明する書類（納税状況確認同意書可）		
	代表者の住民票抄本（写し不可）		
	特定創業支援等事業を受けた証明書の写し		
	補助対象物件の売買契約書等の写し	購入 賃借	空き家・空き店舗活用の場合
	賃借関係が分かる契約書等の写し		